

亀山都市計画第一種市街地再開発事業の変更(亀山市決定)

都市計画亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業を次のように変更する。

名称		亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業						
面積		約1.2ha						
公共施設の配置及び規模	道路	種別	名称		幅員	延長等	備考	
		幹線街路	3・5・25亀山駅前線		12.0～ 14.0m	約200m	別に都市計画において定めるとおり	
		交通広場	3・5・7駅前高塚線			約4,000㎡	別に都市計画において定めるとおり	
	下水道	亀山市公共下水道(御幸処理分区)に接続						
その他の公共施設								
建築物の整備に関する計画	街区番号	建築物		敷地面積に対する		主要用途	建築物の高さ	備考
		建築面積	延べ面積	建築面積の割合	延べ面積の割合			
	1	約2,700㎡	約12,600㎡ (容積対象面積) 約12,600㎡	約6/10	約30/10	商業・業務 公益施設 共同住宅 駐車場等	50m未満	施設内 駐車台数 約120台
	高度利用地区の制限内容							
	街区番号	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	壁面の位置の制限		
	1	40/10以下	10/10以上	8/10以下 (注1) (注2)	200㎡以上	1m(南側) (注3)		
	(注1)建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては、10分の1を加えたものとする。							
	(注2)建築基準法第53条第5項第2号に該当する建築物については、適用しないものとする。							
	(注3)建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次のいずれかに該当する建築物等はこの限りでない。							
	(1)公共用歩廊、歩行者デッキその他これに類する公益上必要なもの							
(2)歩行者の安全性・快適性を確保するために必要な上屋、庇又はこれを支える柱及び手すりその他これらに類するもの								
(3)区域の環境向上に貢献する施設で、照明施設、植栽類その他これらに類するもの								
(4)交通の妨げとならない広告物、看板、サインその他これらに類するもの								
建築に敷地の整備	街区番号	建築敷地面積	整備計画					
	1	約5,000㎡	空地部分については、駐車場及び緑地帯等として整備し、生活者、来訪者の安全性、利便性を確保する。					
住宅建設の目標		戸数	備考					

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は、計画図表示のとおり」